

基 発 0509 第 4 号
令和 4 年 5 月 9 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

石綿障害予防規則第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者の一部を改正する件の施行について

石綿障害予防規則第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者の一部を改正する件（令和 4 年厚生労働省告示第 171 号。以下「改正告示」という。）については、令和 4 年 4 月 25 日に告示されたところであり、令和 5 年 10 月 1 日から施行することとされている。その改正の趣旨、内容等は下記のとおりであるので、関係者への周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

1 趣旨

「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 134 号）」及び「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 3 号）」による改正後の石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「新石綿則」という。）第 3 条第 4 項において、船舶（鋼製の船舶に限る。以下同じ。）の解体又は改修の作業を行う際の事前調査（新石綿則第 3 条第 1 項による石綿等の使用の有無の調査をいう。以下「船舶の事前調査」という。）については、新石綿則第 3 条第 3 項各号に規定する場合を除き、適切に当該調査を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定めるものに行わせなければならないこととされたところである。

これを受け、船舶の事前調査を行う者の要件を定めるため、「石綿障害予防規則第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」（令和 2 年厚生労働省告示第 276 号）について、所要の改正を行った。

2 改正の要点

(1) 船舶の事前調査を実施する者の要件（改正告示による改正後の石綿障害予防規則第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（以下「新告示」という。）第1項第3号関係）

船舶の事前調査を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定めるものは、船舶における石綿含有資材の使用実態の調査を行う者で、新告示第2項に規定する船舶石綿含有資材調査者講習を受講し、修了考査に合格した者又はこれと同等以上の知識を有すると認められる者であるとしたこと。

(2) 船舶石綿含有資材調査者講習（新告示第2項関係）

船舶石綿含有資材調査者講習は、学科講習によることとし、当該学科講習の科目及び時間、受講資格、講師の要件並びに学科講習の一部科目が免除となる要件について定めたこと。

3 細部事項

(1) 修了考査（新告示第2項第3号関係）

修了考査は、次の要件を満たすものであること。

ア 修了考査の時間は、全科目を通じて1時間以上とすること。

イ 修了考査の問題は、一般財団法人日本船舶技術研究協会が作成するものなど、講習の科目の範囲全般について、受講者が講習内容の知識を十分に修得しているか否かを判定することができる程度のものであること。

ウ 修了考査は、満点の6割以上を基準に合格点を設定し、合格点に達したときに修了考査に合格したものとすること。

(2) 受講資格（新告示第2項第4号関係）

ア 新告示第2条第4号イに規定する「学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学」には同法に基づく短期大学が含まれること。

イ 新告示第2条第4号イからヌに規定する「船舶の製造、解体又は改修」に関する「実務の経験」には、現場における船舶の造修工事作業のほか、船舶の設計、工程の管理、船舶の検査が含まれること。

ウ 新告示第2条第4号フに規定する「同等以上の知識経験を有する者」とは「有害物質一覧表等の確認等実施要領」（平成31年3月29日国海査第523号の4）において規定する者があること。具体的には一般財団法人日本船舶技術研究協会及び株式会社NKコンサルティングサービスの制度により専門家として登録されている者並びに上記以外に専門家として登録されている者で国土交通省の証明を受けている者と同等の知識及び経験を有する者として国土交通省海事局検査測度課長が認める者であること。

(3) その他の船舶石綿含有資材調査者講習の実施に関し必要な事項（新告示第

2 項第 7 号関係)

ア 学科講習の教材

学科講習は、教本等必要な教材を用いて行うこと。なお、一般財団法人日本船舶技術研究協会が作成する「船舶における適正なアスベストの取扱いに関するマニュアル」、「船舶石綿含有資材調査者講習テキスト」の内容を基本としたものであることが望ましいが、資料の追加等の変更を加えたものを使用することを妨げるものではないこと。

イ 修了証の発行

講習を実施した者は、講習を修了した者に対し、修了した科目名を記載した修了証を発行すること。講習の一部を修了した者に対しては、当該修了した一部の講習に係る修了証を発行することができること。

ウ 講習を実施した者による記録の保存

講習を実施した者は、講習修了者について、氏名、生年月日、受講科目、講師名及び修了年月日を記録した帳簿を備え、5年間これを保存すること。また、修了考査の結果について、記録を作成し、5年間保存すること。

エ 厚生労働省による報告徴収について

講習を実施した者は、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課から、ウの帳簿若しくは記録又はその他講習に係る書類等の提出を求められたときは、遅滞なく提出すること。

オ 都道府県労働局による指導

都道府県労働局において、船舶石綿含有資材調査者講習実施機関が新告示の規定に基づく船舶石綿含有資材調査者講習を実施していないことを把握した場合には、その船舶石綿含有資材調査者講習実施機関に対し、新告示に定める船舶石綿含有資材調査者講習を行うべきこと又は船舶石綿含有資材調査者講習の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを指導すること。

カ その他

講習の実施に当たっては、労働安全衛生法令その他の関係法令を遵守すること。

(4) 関連通知の改正

関連通知を次のとおり改正する。

ア 令和4年1月13日基発 0113 第1号「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令の施行について」の記の3(1)中の「船舶の解体又は改

修の作業を行う際の事前調査を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定めるものの具体的な要件は、別途告示において定めるものであること」を「船舶の解体又は改修の作業を行う際の事前調査を実施するために必要な知識を有する者は、石綿障害予防規則第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（令和2年厚生労働省告示第276号）に規定する船舶石綿含有資材調査者講習を受講し、修了考査に合格した者であること」に改める。

イ 令和4年1月13日基発0113第4号「石綿ばく露防止対策の推進について」を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

ウ 令和2年8月4日基発0804第3号乃至6号及び第8号「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について」の記の第3の1の(1)シ⑤中の「(建築物に係る除去作業に限る。)」を「(建築物及び船舶に係る除去作業に限る。)」に改める。

別紙

○令和4年1月13日基発0113第4号「石綿ばく露防止対策の推進について」

改正後	改正前
<p>基発0113第4号 令和4年1月13日 <u>一部改正 基発0509第4号</u> 令和4年5月9日</p>	<p>基発0113第4号 令和4年1月13日</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>記</p>	<p>記</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第2 効果的な周知等 1 (略) 2 届出及び報告の徹底 (1) (略) (2) 事前調査結果等の報告の周知徹底 令和2年改正省令による改正後の石綿則第4条の2に基づき、令和4年4月以降は、一定規模以上の<u>建築物</u>、船舶及び特定の工作物の解体等工事について、石綿使用の有無にかかわらず、原則として電子情報処理組織を使用して事前調査結果等の報告（以下「事前調査結果等の報告」という。）を所轄労働基準監督署長に行うことが義務付けられることから、令和3年度中から事前調査結果等の報告について積極的に広報し、同条の施行後は大気汚染防止法や建設リサイクル法の所管部署との連携や通報等を通じて、未報告事案の把握に努め、事前調査結果等の報告</p>	<p>第2 効果的な周知等 1 (略) 2 届出及び報告の徹底 (1) (略) (2) 事前調査結果等の報告の周知徹底 令和2年改正省令による改正後の石綿則第4条の2に基づき、令和4年4月以降は、一定規模以上の<u>建設物</u>、船舶及び特定の工作物の解体等工事について、石綿使用の有無にかかわらず、原則として電子情報処理組織を使用して事前調査結果等の報告（以下「事前調査結果等の報告」という。）を所轄労働基準監督署長に行うことが義務付けられることから、令和3年度中から事前調査結果等の報告について積極的に広報し、同条の施行後は大気汚染防止法や建設リサイクル法の所管部署との連携や通報等を通じて、未報告事案の把握に努め、事前調査結果等の報告</p>

<p>の徹底を図ること。</p> <p>(略)</p> <p>第4 石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業に係る届出受理時及び監督指導等を通じた石綿ばく露防止対策の徹底</p> <p>建築物等の解体等の作業における労働者の石綿ばく露防止対策については、原則として第3に基づく店社指導により重点的に行うこととするが、各種届出や通報・情報等により特定の現場（第3に基づく取組の結果、指導が必要と考えられる店社が実施する工事の現場を含む。）を指導する必要がある場合には、以下によること。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 計画届の審査等</p> <p>石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業に係る計画届の審査に当たっては、石綿則第3条の規定に基づく事前調査において、作業を行う建築物等に使用されている建材等の使用箇所（内壁、天井、床、屋根、煙突等）及び種類等を網羅的に把握し、的確に石綿ばく露防止対策が行われているかを確認するとともに、「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」（令和2年9月8日技術上の指針公示第22号。以下「技術指針」という。）に定める留意事項のほか、次の点に留意すること。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>3 <u>作業届の審査における留意事項</u></p> <p>(略)</p> <p>(削る)</p>	<p>の徹底を図ること。</p> <p>(略)</p> <p>第4 石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業に係る届出受理時及び監督指導等を通じた石綿ばく露防止対策の徹底</p> <p>建築物等の解体等の作業における労働者の石綿ばく露対策については、原則として第3に基づく店社指導により重点的に行うこととするが、各種届出や通報・情報等により特定の現場（第3に基づく取組の結果、指導が必要と考えられる店社が実施する工事の現場を含む。）を指導する必要がある場合には、以下によること。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 計画届の審査等</p> <p>石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業に係る計画届の審査に当たっては、石綿則第3条の規定に基づく事前調査において、作業を行う建築物等に使用されている建材等の使用箇所（内壁、天井、床、屋根、煙突等）及び種類等を網羅的に把握し、的確に石綿ばく露対策が行われているかを確認するとともに、「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」（令和2年9月8日技術上の指針公示第22号。以下「技術指針」という。）に定める留意事項のほか、次の点に留意すること。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>3 <u>作業届の審査等</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(1) 審査における留意事項</u></p>
--	--

(略)

おって、ア(ウ)に掲げる欄については、当該時期について変更する場合又は届出時に時期が確定していない場合には、作業実施前に変更又は確定した当該時期について連絡するよう指導すること。

ア 作業届の審査

(ア)～(ウ)

(略)

第5 吹き付けられた石綿等又は張り付けられた保温材、耐火被覆材等の損傷等による石綿ばく露防止対策

1 関係行政機関との連携による石綿等が吹き付けられた建築物の把握等

(1) (略)

(2) (1)の結果、吹き付けられた石綿等又は張り付けられた保温材、耐火被覆材等の損傷等により労働者が石綿粉じんにはく露するおそれのある事業場を把握した場合には、必要な指導を行い、第2の4に掲げる事項を含め石綿則に定める措置等について周知を図ること。その際、対象事業場を一定数把握した場合には、可能な限り地方公共団体と連携して集団指導を行うなど、効率的・効果的な指導の実施に努めること。その上で、特に必要が認められる場合には、監督指導等を行うこと。

(略)

(略)

おって、(ウ)に掲げる欄については、当該時期について変更する場合又は届出時に時期が確定していない場合には、作業実施前に変更又は確定した当該時期について連絡するよう指導すること。

(新設)

(ア)～(ウ)

(略)

第5 吹き付けられた石綿等又は張り付けられた保温材、耐火被覆材等の損傷等による石綿ばく露防止対策

1 関係行政機関との連携による石綿等が吹き付けられた建築物の把握等

(1) (略)

(2) (1)の結果、吹き付けられた石綿等又は張り付けられた保温材、耐火被覆材等の損傷等により労働者が石綿粉じんにはく露するおそれのある事業場を把握した場合には、必要な指導を行い、上第2の4に掲げる事項を含め石綿則に定める措置等について周知を図ること。その際、対象事業場を一定数把握した場合には、可能な限り地方公共団体と連携して集団指導を行うなど、効率的・効果的な指導の実施に努めること。その上で、特に必要が認められる場合には、監督指導等を行うこと。

(略)